

令和元年6月3日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03345

研究課題名（和文）独禁法上のエンフォースメントの再構成ーより柔軟で効果的な制度へ

研究課題名（英文）Reconstruction of Antitrust Enforcement-More Flexible and Effective System

研究代表者

泉水 文雄（SENSUI, FUMIO）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：50179363

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：課徴金制度および課徴金減免制度について、その課題と解決方法を具体的に明らかにした。さらに、違法行為を認定せずに問題の解消を事業者と競争当局とで約束する確約手続の研究を進め、比較研究等しその成果を公表した。さらに独占禁止法および景品表示法のエンフォースメントの多様性とそれぞれの課題、解決のあり方を公表し、日本経済法学会等で発表し、さらに検討を加えたものを論文として公表した。また、国際カルテルのエンフォースメントについて、国際経済法学会年報等に論文を掲載した。さらに、プラットフォームに係るエンフォースメントの問題に注目し、デジタル・プラットフォームの環境整備に係る検討を行い、論文を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の独禁法上の課徴金制度、課徴金減免制度のあり方に関する研究は、一定の提言を行うことができ、最量型課徴金のあり方等の制度設計について学会に提言し、議論等を引き起こした。それらは令和元年に成立予定の独禁法改正法案の内容へも一定の影響を与えたと考えられる。さらに、今後は独禁法の単独行為および景品表示法等の課徴金制度のあり方について法改正等が検討されるが、そのうえで必要な検討と一定の提案ができたと考えている。最後に、デジタル・プラットフォームに関するルール整備について一定の提言ができた。

研究成果の概要（英文）：I clarified the issues and solutions for the surcharge system and the leniency system. Furthermore, I proceeded with research on the commitment procedure that promises to solve the problem between the undertaking and the competition authority without acknowledging the illegal activity, and published comparative research etc. Furthermore, I clarified the diversity of enforcement of the antimonopoly law and the Act against Unjustifiable Premiums and Misleading Representation, each problem, the way of solution, presented at the Japan Association of Economic Law etc. and published it papers. I also published a paper in the Japan Association of International Economic Law Annual Report, etc., on the enforcement of international cartels. Furthermore, I paid attention to platform enforcement issues, examined the environment improvement of digital platforms, and published papers.

研究分野：社会法 経済法 独占禁止法

キーワード：独占禁止法 エンフォースメント 課徴金減免制度 裁量型課徴金 確約手続

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

独禁法では、2005年には課徴金減免制度(リニエンシー制度)が導入され、課徴金の対象が支配型私的独占へ、2009年には排除型私的独占と不公正な取引方法の一部にも拡大された。景品表示法では、単独行為として初めてのリニエンシー制度および被害者への返金額を課徴金から減額する新しい制度が導入された。研究代表者も参加した内閣府「独占禁止法審査手続についての懇談会」報告書では、裁量型課徴金制度、和解・確約制度の導入が検討課題とされていた。

### 2. 研究の目的

本研究は、独禁法争法における裁量型課徴金制度等の柔軟な課徴金制度、調査協力・提出した証拠の価値により課徴金を減額するリニエンシー制度、競争当局と事業者との間で是正措置や被害者救済を合意することにより早期に調査終了する制度の導入を検討し、導入の際の問題点、具体的な制度設計を検討し提案する。これは、事業者に調査協力のインセンティブを与え、対立型かつ供述調書中心の調査方法から、報告命令を活用した調査方法に移行するという視点から、競争法上のエンフォースメントを総合的に再検討するものでもある。その際、日本法に加え、米国、EU、中国等の法制度・法運用を比較検討する。その成果は、硬直的な課徴金制度の弊害が大きく、被害者救済の必要性も大きい景品表示法その他の消費者保護規制への導入も想定される。

### 3. 研究の方法

現行制度の問題点、解決すべき課題とその方法を、既存の判決、審決の分析および関係者(弁護士、事業者、公取委職員等)への聞き取り調査により行う。あわせて、EU、中国、米国について、文献、判決の分析および弁護士、研究者への聞き取り調査を行う。そのうえで、複数の視点からの分析をもとに、日本法の制度を検討する。研究の内容は、逐次、研究会、等で報告を行い、その成果を論文の形で公表する。

### 4. 研究成果

(1) 研究代表者は、課徴金減免制度の運用と課題を検討した論文等を公表した( )。ここでは、公表資料が限られている中で可能な限りでのその実態を明らかにした。たとえば、法的措置件数のうち課徴金減免制度を利用されているものが大部分を占め、10年間の平均でも80.1%であり、しかし、立入検査が行われた後のすべての事業者が報告をしなかった事件の比率が20%弱あるともいえるから、調査開始後の利用はむしろ少ないともいえるとした。一方、調査開始前の申請の利用率は、55.1%であり、一連の事件を1件とした場合には、56.3%である。直近の5年間では、それぞれ66.2%、65.5%に上昇することから、調査開始前の申請は事件審査の端緒として重要な役割を果たしているとした。さらに、課徴金減免制度にかかる立法論を提案した。

(2) 不当な取引制限に関する課徴金制度、課徴金減免制度については、研究期間中に公取委「独占禁止法研究会」が設置され、研究代表者も委員として参加し、具体的な立法について議論を行った。これを踏まえ、2017年3月に『独占禁止法研究会報告書』が公表され、より柔軟な課徴金制度・課徴金減免制度および事業者と公取委が協力して審査を行うことのできる制度(調査協力のインセンティブを高める制度)について多くの提案がなされた。課徴金制度のあり方についての研究( )および( )では、この報告書の提案内容を検討したうえで、現在の硬直的な課徴金制度および課徴金減免制度がより柔軟なものになり、事業者と公取委が協力して審査を行うことのできる制度(調査協力のインセンティブを高める制度)と位置づけ、問題点と検討課題を提示した。また、公取委の審査において供述調書の役割が減少し、事業者が自ら調査して公取委に報告を行い、また公取委が報告命令を行う調査手法に転換することが期待されるとした。独禁法改正法は、2019年5月にも成立しそうである。本研究による取り組みは立法に反映されたといえる。

(3) 独占禁止法における法形成とエンフォースメントのあり方( )等では、(1)行為の社会への悪影響、(2)適法な行為を萎縮させる危険、(3)早期措置の必要性、(4)ルール(先例)形成機能等の観点から、ハードコアカルテル、非ハードコアカルテル、企業結合、伝統的私的独占、新しい私的独占、不当廉売・差別対価、垂直的制限行為、優越的地位の濫用という行為類型として、いかなるエンフォースメント、とりわけ強いエンフォースメントである課徴金や逆に弱いそれである違反認定しない確約制度が適切かを立法論的に検討した。その結果、いずれのエンフォースメントを強化し、いずれはより緩いものでよいか等について、結論を得た。また、( )では、デジタル・プラットフォームについては、(1)がきわめて大きい場合があるが、なお抑止機能として十分かという問題があり、他方、確約にとどまるものがある理由等を検討し、プラットフォームの単独行為(新しい私的独占)に対するエンフォースメントのあり方は、検討すべき課題が多いとした。単独行為規制のエンフォースメントについては、( )でも検討した。

(4) 違法行為を認定せずに問題の解消を事業者と競争当局とで約束する確約(commitment)制度の研究を進め、欧米の制度と日本の制度を比較研究する 等では、わが国の確約手続について、確約の違反に対する実効性担保手段(経済的不利益処分等)がないこと、マーケットテストが要件でないことなどの特徴をあげ、その課題をいかに解決するかを検討した。また、法の施行後に、金銭的不利益の回復を命じうるかを検討し、条文上、一定の範囲で可能であるとし、この根拠を示した。なお、その後、公取委が公表した考え方では、同様の立場がとられている。

(5) 景品表示法のエンフォースメントについては やシンポジウム等で研究成果を公表した。そこでは、景品表示法に特有な課徴金制度として、自主報告による減額および返金措置・被害回復を指摘し、それらの規制を独禁法の規制と対比しつつ、独禁法その他の法律、とくに消費者保護法等への導入可能性を検討した。あわせて、返金措置以外の被害者救済を検討した。また、返金措置の利用が少ないことの原因として、制度の複雑さと利用のインセンティブが乏しいこと等を指摘し、改善の必要性を指摘した。

(6) 国際カルテルに対する法執行について、ブラウン管カルテル事件について、公取委の課徴金納付命令を検討し、いわゆる域外適用に係る公取委の立場および課徴金対象の売上額について、批判を行った(、)。そこでは、米国、欧州を中心に域外適用に関する判例・文献を検討し、国内での引渡し等が要件とされていること、それが無い状態で親会社が国内にいたり、海外子会社が行う購入の意思決定や指示をだしているだけでは域外適用を認める国等は見られないこと、それを行うと課徴金・制裁金の二重負担等が起きること等を指摘した。

(7) フリーランス、スポーツ選手、芸能人、労働者等に対する独禁法の適用について、で検討を行った。そこでは、労働基準法に基づく労働者に対する使用者の行為は原則として独禁法上の問題はなく、さらに労働組合法上の労働者および使用者の行為も同様であるし、ただし、趣旨逸脱等の例外はあるということの意味を明らかにした。また、移籍制限が川下市場のスポーツという競争での勢力均衡等による競争促進効果をもつものの、川上市場の選手獲得競争を制限する点について、ある市場で競争が制限されるが、他の市場で競争が促進され、後者の効果が前者のそれを上回れば許容されるという一般的な理解はないとしたうえで、優秀な人材を獲得するというチーム間の競争が活発になり、選手育成への投資が増える競争促進効果がありつると指摘した。また、人材に対する勧誘行為についてぎまんてき顧客誘引の規制(一般指定8項)が適用できるかについて、一般指定8項の解釈上可能であることを指摘した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 17 件)

- 泉水文雄、課徴金減免制度 10 年の評価と課題、公正取引、787 号、2016、10 - 21  
泉水文雄、国際カルテルをめぐる諸問題、法律時報、89 巻 1 号、2017、52 - 59  
泉水文雄、確約手続の導入について—EU・米国等の諸制度を比較して、公正取引 798 号、2017、9 - 15  
泉水文雄、課徴金減免制度の効果の検討、舟田正之先生古稀祝賀『経済法の現代的課題』(有斐閣) 2017、523 - 538  
泉水文雄、課徴金制度のあり方について、公正取引 800 号 13 - 22 頁(2017 年 6 月)  
泉水文雄、競争法の域外適用とその課題 日本法について、日本国際経済法年報、2017、26 号 83 - 100  
泉水文雄、行政指導とカルテル(新潟タクシー事件)、『経済法判例・審決百選(第 2 版)』(別冊ジュリスト 234 号、有斐閣) 2017、64 - 66  
泉水文雄、加盟店に対する見切り販売の制限(セブン-イレブン・ジャパン事件)、『経済法判例・審決百選(第 2 版)』(別冊ジュリスト 234 号、有斐閣) 2017、158 - 159。  
泉水文雄、単独行為規制をめぐる問題、公正取引、806 号、2017、2 - 9  
泉水文雄、人材と競争政策、公正取引、811 号、2018、12 - 20  
泉水文雄、国際カルテルと我が国独禁法の射程 ブラウン管カルテル事件最高裁判決(平成 29 年 12 月 12 日民集 71 巻 10 号 1958 頁) NBL、1129 号、2018、82 - 88  
泉水文雄、荒木尚志、川井圭司、多田敏明、中村天江、座談会「人材獲得競争と法の接点」、ジュリスト、1523 号、2018、14 - 35  
泉水文雄、景表法の実現方法の多様性 独禁法の視点から、法律時報、90 巻 11 号、2018、77 - 82  
泉水文雄、ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得事例の検討、公正取引、820 号、2019、53 - 62  
泉水文雄、独占禁止法における法形成とエンフォースメントのあり方、法学志林(法政大学) 116 巻第 2=3 号合併号、2019、85 - 106  
泉水文雄、デジタル・プラットフォームのルール整備と競争政策、公正取引、821 号、2019、3 - 12  
泉水文雄、国際カルテルに対する独占禁止法の適用、平成 30 年度重要判例解説(別冊ジュリスト、1531 号、2019、240 - 242

〔学会発表〕(計 10 件)

泉水文雄、課徴金減免制度の検討、ELS ワークショップ(社会システムイノベーションセンター共催)、神戸大学経済学研究科中会議室、2016

泉水文雄、The Extra-territorial Application of Competition Law in Japan、日本国際経済法学会第 26 回「セッション(II) 国際カルテルと東アジア競争法の域外適用、小樽商科大学、2016

泉水文雄、独占禁止法における課徴金制度の見直しについて、公益社団法人関西経済連合会・大阪弁護士会共催「独占禁止法における課徴金制度の見直しについて」、大阪弁護士会館 2 階 201・202 会議室、2017

泉水文雄、確約手続の国際比較～日・米・欧の観点から～コメント、公正取引委員会競争政策研究センター第 44 回公開セミナー「確約手続の国際比較～日・米・欧の観点から～」、公正取引委員会大会議室(11 階)、2017

泉水文雄、シンポジウム「独占禁止法のエンフォースメント」パネリスト、日本経済法学会 2017 年大会「独占禁止法 70 年」、2017

泉水文雄、独占禁止法のエンフォースメントの視点から、シンポジウム「景品表示法の実現手法の多様性 - 独禁法の視点も含めて」、神戸大学六甲台第 1 キャンパス 第二学舎 163 教室、2018

泉水文雄、『人材と競争政策に関する検討会』報告書概要の紹介、公正取引委員会競争政策研究センター第 46 回公開セミナー「スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～」、TKP 赤坂駅カンファレンスセンター ホール 14C、2018

泉水文雄、日本におけるプラットフォームと競争法(公正取引委員会競争政策研究センター第 2 回大阪国際シンポジウム「デジタル社会における新たな競争政策～プラットフォーム&個人情報保護～」(公正取引委員会競争政策研究センター主催)、大阪弁護士会、2018

泉水文雄、プラットフォーム等と競争政策 エンフォースメントを含めて、北海道大学経済法研究会、北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟 (W 棟)401 号室、2018

泉水文雄、基調講演「デジタル・プラットフォームのルール整備と競争政策」、情報ネットワーク法学会・ネット社会法務研究会発足記念講演会、立命館大阪梅田キャンパス 5 階、2019

〔図書〕(計 2 件)

金井貴嗣、川浜昇、泉水文雄編、『独占禁止法(第 6 版)』(弘文堂)、2018

泉水文雄、『経済法入門』(有斐閣)、2018、1 - 410

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：泉水文雄

ローマ字氏名：SENSUI Fumio

所属研究機関名：神戸大学

部局名：大学院法学研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：50179363

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。